

令和7年度 第1回
杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会 次第

令和8年2月17日(火)午後7時
杉並区役所 中棟6階 第4会議室

1 開 会

会長挨拶
保健福祉部長挨拶

2 議 題

(1) 諮問事項の審議

令和7年度諮問第1号

令和8年度国民健康保険料率等の改定について

3 その他

4 閉 会

【配布資料】

- ・ 席次表
- ・ 委員名簿
- ・ 諮問文(写)
- ・ 令和7年度第1回 杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料
- ・ 関係法令の抜粋資料

**令和7年度 第1回
杉並区国民健康保険事業
の運営に関する協議会**

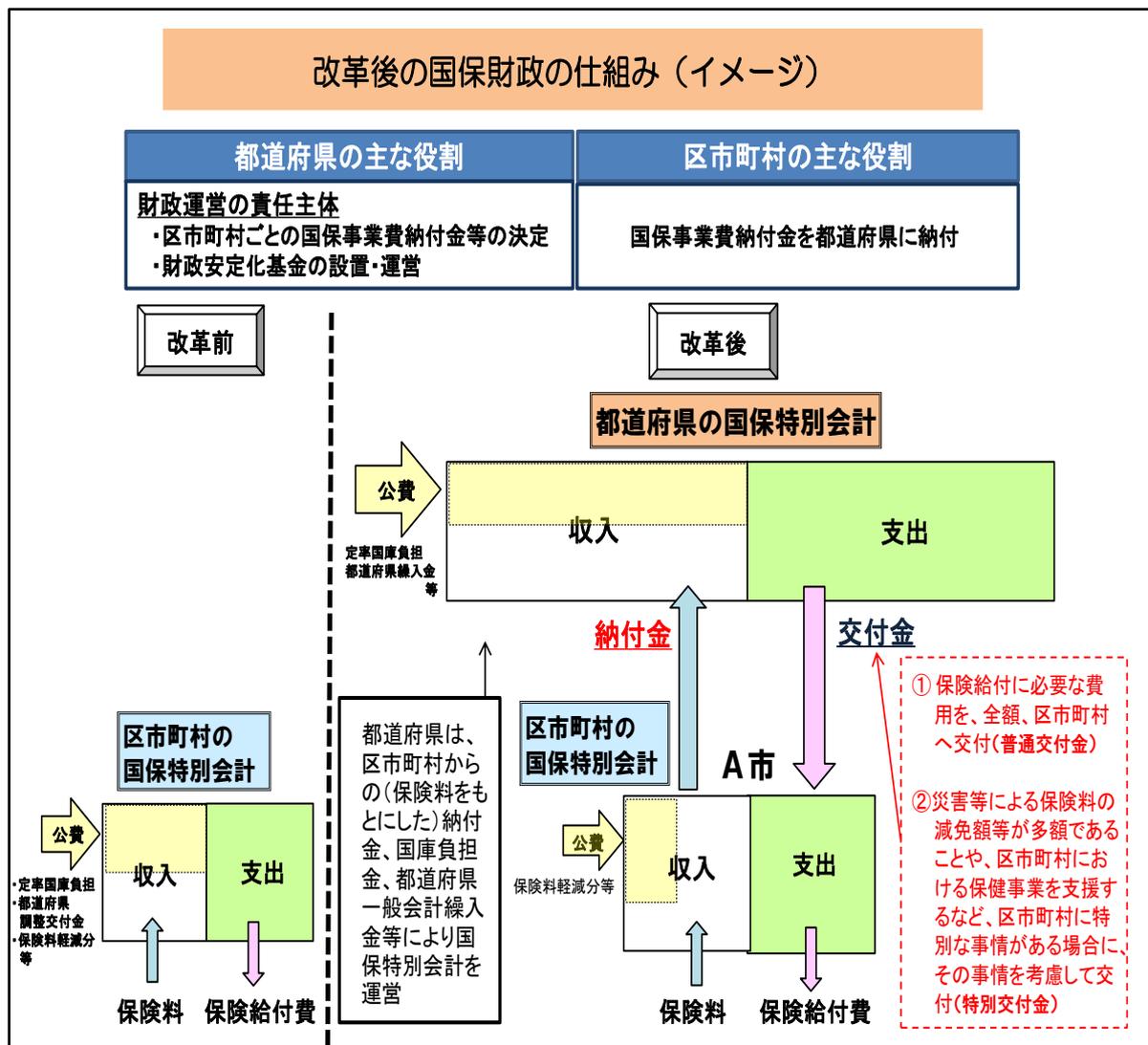
資 料

令和8年2月17日

杉並区保健福祉部国保年金課

I 国民健康保険制度改革（平成30年4月）の概要

国は、将来にわたって国民健康保険制度（以下「国保制度」という。）を維持するため、新たに東京都が財政運営の責任主体となる国保制度改革を平成30年4月に実施しました。都は、この改革により「国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）及び標準保険料率」を決定・通知することになりました。これにより区は、都が定めた納付金を納付するため、標準保険料率を参考に、保険料率等を定め賦課・徴収しなければなりません。



II 令和8年度 特別区国民健康保険基準料率等の設定に係る基本的な考え方

1 賦課総額の算出方法

特別区においては、令和8年1月に国の確定係数に基き都が示した納付金額に、保険料の対象となる経費（葬祭諸費、出産諸費及び保健事業等）を合わせて「賦課総額」とし、これを徴収するための保険料率等として、特別区に共通の「令和8年度特別区国民健康保険基準保険料率」を算定し、特別区長会総会において決定しました。

杉並区においては、特別区国民健康保険基準保険料率のとおり保険料率等の案を決定しています。

【参考資料1】 賦課総額の基本的な考え方

2 特別区独自の負担抑制策

都が区市町村国保に示す「標準保険料率」の算定では、保険料の未納発生を見込んで収納率で割戻し賦課総額に加算する方法を取っていますが、特別区においては(1)収納率が相対的に低く、この方法では保険料の大幅増につながることに、(2)区によって収納率のばらつきが大きく、単一の収納率で割戻しを行うことが現実的ではないこと等から、これを行わず、納付金に対する保険料収入の不足分を、法定外繰入金で補填する負担抑制を継続します。

3 法定外繰入金の縮減策

特別区では、平成30年度国保制度改革に伴う保険料の急激な上昇を抑えるため、国・都と共に平成30年度から令和5年度までの6年間、納付金の賦課総額への反映（「納付金組入率」）を一部抑えて法定外繰入金により補填をする、激変緩和措置を講じてきました。

さらに令和6年度以降は、国・都の激変緩和措置は終了したものの、特別区では独自にこれを2年間延長し、令和7年度まで納付金組入率を段階的に縮小してまいりました（令和7年度は納付金組入率99%）。

令和8年度においてはこの措置を終了し、納付金組入率を100%といたします。

Ⅲ 令和8年度 国民健康保険料に係る主な制度改正等

1 令和8年度から国民健康保険料に「子ども・子育て支援納付金分保険料」を追加

国は、令和6年6月に、子育て世代を応援する取り組みを進めるための「子ども・子育て支援制度」を創設しました。このことを受けて、子育てに係る経済的支援の強化などに全世代が幅広く負担をするという趣旨のもと、令和8年度から公的医療保険に子ども・子育て支援金分の保険料が加算されます。

なお、国民健康保険においては、子どもに係る均等割額は全額軽減となるよう次の措置が取られます。

○未就学児の5割分は公費負担となります。

○残りの未就学児の5割分と、6歳以上の子ども分の均等割額は、子ども以外の被保険者に賦課されます。

2 賦課限度額の変更

国民健康保険法施行令の改正に伴い、医療分の賦課限度額は67万円（前年度比1万円増）、支援金分は26万円（前年度と同額）、介護分は17万円（前年度と同額）、子ども分は3万円（新設）となります。

3 均等割軽減の基準となる所得額の変更

国民健康保険法施行令の改正に伴い、均等割軽減の対象となる所得を判定する際に、地方税法第314条の2第2項第一号に定める額（43万円）に加算する金額について、それぞれ次のとおり引き上げます。

○5割軽減の対象世帯 現行：30万5,000円 ➡ 改正後：31万円（5,000円増）

○2割軽減の対象世帯 現行：56万円 ➡ 改正後：57万円（10,000円増）

※減額判定基準額（5割減額）：43万円＋31万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の人数－1）以下の世帯

IV 令和8年度 杉並区国民健康保険料率等の算定

(条例第14条の4、14条の8、第14条の12、第14条の16、第15条の4、第15条の6～10 関係)

国の制度改革及び令和8年度特別区国民健康保険料算定の考え方を踏まえて、区の令和8年度保険料率等を算定した結果、杉並区国民健康保険料率等を以下のとおり定めます。

医療分

- 賦課割合 所得割：均等割 = 59：41 (前年度60：40)
- 賦課限度額 67万円 (前年度 66万円 1万円増)
- 均等割額 47,600円 (前年度 47,300円 300円増)
- 所得割料率 7.51% (前年度 7.71% 0.20ポイントの減)

支援金分

- 賦課割合 所得割：均等割 = 61：39 (前年度60：40)
- 賦課限度額 26万円 (前年度と同じ)
- 均等割額 17,600円 (前年 16,800円 800円増)
- 所得割料率 2.80% (前年度 2.69% 0.11ポイントの増)

介護分

- 賦課割合 所得割：均等割 = 59：41 (前年度と同じ)
- 賦課限度額 17万円 (前年度と同じ)
- 均等割額 17,800円 (前年 16,600円 1,200円増)
- 所得割料率 2.43% (前年度 2.25% 0.18ポイントの増)

子ども分

- 賦課割合 所得割：均等割 = 60：40 (新設)
- 賦課限度額 3万円 (新設)
- 均等割額 1,800円 (新設)
- (18歳以上) 73円 (新設)
- 所得割料率 0.27% (新設)

【参考資料2】 特別区国保における保険料率等の推移

【参考資料3】 令和8年度の納付金及び保険料の概要

【参考資料4】 令和8年度 保険料賦課の内容と賦課計算の概要

V 保険料の軽減に係る条例改正

1 均等割額の軽減（条例第18条の2関係）

基礎賦課分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の均等割額の変更、並びに子ども子育て支援金分の創設に伴い改正を行います。

区 分		令和8年度(案)	令和7年度	増減
基礎賦課額 に係る被保険者均等割額の軽減額 (被保険者一人につき)	7割	33,320円	33,110円	210円
	5割	23,800円	23,650円	150円
	2割	9,520円	9,460円	60円
後期高齢者支援金等賦課額 に係る被保険者均等割額の軽減額 (被保険者一人につき)	7割	12,320円	11,760円	560円
	5割	8,800円	8,400円	400円
	2割	3,520円	3,360円	160円
介護納付金賦課額 に係る被保険者均等割額の軽減額 (被保険者一人につき)	7割	12,460円	11,620円	840円
	5割	8,900円	8,300円	600円
	2割	3,560円	3,320円	240円
子ども・子育て支援金納付金賦課額 に係る被保険者均等割額の軽減額 (被保険者一人につき)	7割	1,260円	-	-
	5割	900円	-	-
	2割	360円	-	-
子ども・子育て支援金納付金賦課額 に係る被保険者均等割額の軽減額 (18歳以上被保険者一人につき)	7割	52円	-	-
	5割	37円	-	-
	2割	15円	-	-

2 未就学児の被保険者均等割額の軽減（条例第18条の3関係）

基礎賦課分及び後期高齢者支援金等の均等割額の変更に伴い改正を行います。

区 分		令和8年度(案)	令和7年度	増減
基礎賦課額 に係る被保険者均等割額の 未就学児1人について 定める額	ア	7,140円	7,095円	45円
	イ	11,900円	11,825円	75円
	ウ	19,040円	18,920円	120円
	エ	23,800円	23,650円	150円
後期高齢者支援金等賦課額 に係る被保険者均等割額の 未就学児1人について 定める額	ア	2,640円	2,520円	120円
	イ	4,400円	4,200円	200円
	ウ	7,040円	6,720円	320円
	エ	8,800円	8,400円	400円
子ども・子育て支援金納付金賦課額 に係る被保険者均等割額の 未就学児1人について 定める額	ア	270円	-	-
	イ	450円	-	-
	ウ	720円	-	-
	エ	900円	-	-

※「ア」：7割減額に対応 「イ」：5割減額に対応 「ウ」：2割減額に対応
「エ」：減額なしに対応

3 出産被保険者の保険料の軽減（条例第18条の4関係）

基礎賦課分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の均等割額の変更、並びに子ども・子育て支援金分の創設に伴い改正を行います。

区 分		令和8年度(案)	令和7年度	増減
基礎賦課額に係る被保険者均等割額の出産被保険者1人について定める額	ア	14,280円	14,190円	90円
	イ	23,800円	23,650円	150円
	ウ	38,080円	37,840円	240円
	エ	47,600円	47,300円	300円
後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額の出産被保険者1人について定める額	ア	5,280円	5,040円	240円
	イ	8,800円	8,400円	400円
	ウ	14,080円	13,440円	640円
	エ	17,600円	16,800円	800円
介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額の出産被保険者1人について定める額	ア	5,340円	4,980円	360円
	イ	8,900円	8,300円	600円
	ウ	14,240円	13,280円	960円
	エ	17,800円	16,600円	1,200円
子ども・子育て支援金納付金賦課額に係る被保険者均等割額の出産被保険者1人について定める額	ア	540円	-	-
	イ	900円	-	-
	ウ	1,440円	-	-
	エ	1,800円	-	-
子ども・子育て支援金納付金賦課額に係る被保険者均等割額の18歳以上出産被保険者1人について定める額	ア	21円	-	-
	イ	36円	-	-
	ウ	58円	-	-
	エ	73円	-	-

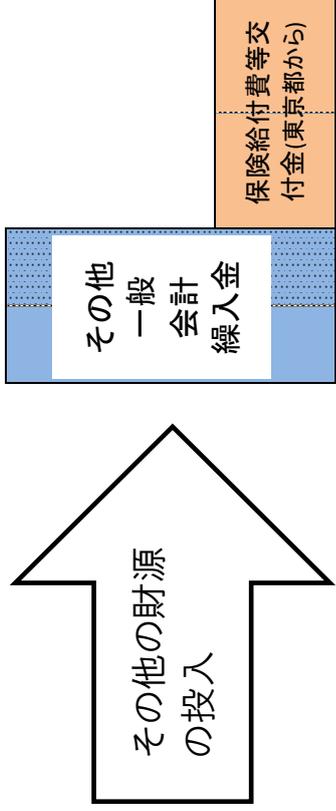
※「ア」：7割減額に対応 「イ」：5割減額に対応 「ウ」：2割減額に対応
「エ」：減額なしに対応

賦課総額の基本的な考え方（令和8年度イメージ図）

※ 賦課総額算定部分



[歳入]



国民健康保険事業費納付金 (東京都へ) 200億円		特定健診	6億円
		保健事業費	0.4億円
		出産育児一時金	1.5億円
		葬祭費	0.3億円
		その他 審査支払手数料等	0.8億円

[歳出]

特別区国保における保険料率等の推移

区分		令8年度 (案)	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
医療分・ 支援金分	賦課割合 (所得割:均等割)	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
	所得割率 ※	10.31%	10.40%	11.49%	9.59%	9.44%
	医療分	7.51%	7.71%	8.69%	7.17%	7.16%
	支援金分	2.80%	2.69%	2.80%	2.42%	2.28%
	均等割額	65,200円	64,100円	65,600円	60,100円	55,300円
	医療分	47,600円	47,300円	49,100円	45,000円	42,100円
	支援金分	17,600円	16,800円	16,500円	15,100円	13,200円
	賦課限度額	93万円	92万円	89万円	87万円	85万円
	医療分	67万円	66万円	65万円	65万円	65万円
	支援金分	26万円	26万円	24万円	22万円	20万円
1人当たりの保険料 (減額措置適用後)		155,447円	152,673円	156,520円	143,363円	131,813円
医療分	113,337円	112,646円	117,124円	107,348円	100,322円	
支援金分	42,110円	40,027円	39,396円	36,015円	31,491円	
介護分	賦課割合 (所得割:均等割)	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
	所得割率 ※	2.43%	2.25%	2.20% (杉並区)	2.20% (杉並区)	2.20% (杉並区)
	均等割額	17,800円	16,600円	16,500円	16,200円	16,600円
	賦課限度額	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円
	1人当たりの保険料 (減額措置適用後)		42,609円	39,565円	39,499円	38,808円
子ども分	賦課割合 (所得割:均等割)	57:43				
	所得割率 ※	0.27%				
	均等割額	1,800円				
	均等割額 (18歳以上)	73円				
	賦課限度額	3万円				
1人当たりの保険料 (減額措置適用後)		4,227円				
合計	所得割率※	13.01%	12.65%	13.69%	11.79%	11.64%
	均等割額	84,873円	80,700円	82,100円	76,300円	71,900円
	賦課限度額	113万円	109万円	106万円	104万円	102万円
	1人当たりの保険料 (減額措置適用後)		202,283円	192,238円	196,019円	182,171円

※ 所得割率は、「旧ただし書き所得」に対する料率である。

1人当たり保険料年度間差	10,045円	-3,781円	13,848円	10,791円	5,512円
所得割の年度間差	0.36%	-1.04%	1.90%	0.15%	-0.10%
均等割の年度間差	4,173円	-1,400円	5,800円	4,400円	2,900円
賦課限度額の年度間差	4万円	3万円	2万円	2万円	3万円

令和8年度の納付金及び保険料の概要

1 特別区全体

○納付金額 (億円)

	医療	後期	介護	子ども	総額
令和7年度	2079.1	733.2	263.4	0.0	3075.7
令和8年度	2004.6	746.0	274.0	70.3	3094.9
差額	-74.5	12.8	10.6	70.3	19.2

○一人当たり納付金 (円)

令和7年度	207,957
令和8年度	214,706
差額	6,749

○一人当たり保険料 (円)

令和7年度	192,238
令和8年度	202,283
差額	10,045

基礎賦課(医療分)：-1,787円減
 後期高齢者支援金：1,723円増
 介護納付金：2,587円増
 子・子支援金：4,226円増

基礎賦課(医療分)：691円増
 後期高齢者支援金：2,083円増
 介護納付金：3,044円増
 子・子支援金：4,227円増

2 杉並区

○納付金額 (杉並区) (億円)

	医療	後期	介護	子ども	総額
令和7年度	129.4	47.9	17.0	0	194.3
令和8年度	128.4	49.4	17.8	4.7	200.3
差額	-1.0	1.5	0.8	4.7	6.0

○保険料率等 (杉並区)

(%, 円)

	医療		後期		介護		子ども		合計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
①令和7年度	7.71	47,300	2.69	16,800	2.25	16,600	0	0	12.65	80,700
②令和8年度	7.51	47,600	2.8	17,600	2.43	17,800	0.27	1,873	13.01	84,873
昨年度比②-①	-0.2	300	0.11	800	0.18	1200	0.27	1873	0.36	4173
③令和8年度： 都標準保険料	8.02	49,979	3.1	19,165	2.62	19,154	0.32	2,036	14.06	90,334
区軽減③-②	0.51	2,379	0.3	1,565	0.19	1,354	0.05	163	1.05	5,461

令和8年度 保険料賦課の内容と賦課計算の概要

保険料は、年齢に応じて以下の計算式で加入者ごとに（計算式の組合せによって）計算し世帯ごとに決定されます。

【介護保険対象外、子ども分減額(0円)】

18歳未満の方の 国民健康保険料	=	A医療分	+	B支援金分
		(医療賦課額)		(後期高齢者支援金等賦課額)

【介護保険対象外】

18歳～40歳未満の方の 国民健康保険料	=	A医療分	+	B支援金分	+	C子ども分
						(子ども子育て支援納付金賦課額)

【介護保険第2号被保険者に該当】

40歳～64歳の方の 国民健康保険料	=	A医療分	+	B支援金分	+	C子ども分	+	D介護分
								(介護納付金賦課額)

【介護保険第1号被保険者に該当】

65歳以上の方の 国民健康保険料	=	A医療分	+	B支援金分	+	C子ども分	+	介護保険料
								(介護保険課から)

A 医療分

国保加入者ごとの保険料 = $[\text{①所得割額} + \text{②均等割額}] \times \frac{\text{加入月数}}{12\text{か月}}$

①所得割額 国保加入者の所得に応じて かかる	=	国保加入者の 賦課標準額 (注1)	×	所得割料率 7.51% 【R7年度は7.71%】
------------------------------	---	----------------------	---	-----------------------------

(注1) 賦課標準額 = 「旧ただし書き所得」 = 「前年の総所得金額等」 - 「基礎控除額 (43万円)」

②均等割額 所得、年齢に関係なく、 国保加入者全員にかかる	=	一人 年間 47,600円 (未就学児は半額) 【R7年度は47,300円】
-------------------------------------	---	--

国保加入者ごとの医療分保険料を合計 → **世帯の医療分保険料・・・(A)**

* 世帯の賦課限度額は67万円【R7年度は66万円】

B 支援金分

$$\text{国保加入者ごとの保険料} = [\text{①所得割額} + \text{②均等割額}] \times \frac{\text{加入月数}}{12 \text{ か月}}$$

①所得割額 国保加入者の所得に応じてかかる	=	国保加入者の 賦課標準額	×	所得割料率 2.80% 【R7年度は 2.69%】
--------------------------	---	-----------------	---	------------------------------

②均等割額 所得、年齢に関係なく、 国保加入者全員にかかる	=	一人 年間 17,600 円 (未就学児は半額) 【R7年度は 16,800 円】
-------------------------------------	---	---

国保加入者ごとの支援金分保険料を合計 → 世帯の支援金分保険料・・・(B)

* 世帯の賦課限度額は 26 万円【R7年度も同額】

C 子ども分

$$\text{国保加入者ごとの保険料} = [\text{①所得割額} + \text{②均等割額}] \times \frac{\text{加入月数}}{12 \text{ か月}}$$

①所得割額 国保加入者の所得に応じてかかる	=	国保加入者の 賦課標準額	×	所得割料率 0.27% 【新設】
--------------------------	---	-----------------	---	---------------------

②均等割額 所得、年齢に関係なく、 国保加入者全員にかかる	=	一人 年間 1,873 円 (18歳未満は0円) 【新設】
-------------------------------------	---	-------------------------------------

国保加入者ごとの子ども分保険料を合計 → 世帯の子ども分保険料・・・(C)

* 世帯の賦課限度額は 3 万円【新設】

D 介護分 (40歳から64歳の方の介護保険料 介護保険第2号被保険者)

$$\text{国保加入者ごとの保険料} = [\text{①所得割額} + \text{②均等割額}] \times \frac{\text{加入月数}}{12 \text{ か月}}$$

①所得割額 国保加入者のうち介護保険第2号被保険者の所得に応じてかかる	=	国保加入者のうち介護保険第2号被保険者の賦課標準額	×	所得割料率 2.43% 【R7年度は 2.25%】
--	---	---------------------------	---	------------------------------

②均等割額 所得に関係なく、国保加入者のうち介護保険第2号被保険者全員にかかる	=	一人 年間 17,800 円 【R7年度は 16,600 円】
--	---	------------------------------------

国保加入者ごとの介護分保険料を合計 → 世帯の介護分保険料・・・(D)

* 世帯の賦課限度額は 17 万円【R7年度も同額】

世帯の医療分 保険料 (A)	+	世帯の支援金分 保険料 (B)	+	世帯の子ども分 保険料 (C)	+	世帯の介護分 保険料 (D)	=	世帯の年間保険料
-------------------	---	--------------------	---	--------------------	---	-------------------	---	----------